

# 入 所 料 金 表

平成30年4月1日 改定

## (1)介護保健施設サービス費(在宅強化型・1割負担の場合の負担額)

従来型個室	要介護度	1日あたり	30日あたり	多床室	要介護度	1日あたり	30日あたり
	要介護1	779 円	23,370 円		要介護1	863 円	25,890 円
	要介護2	854 円	25,620 円		要介護2	941 円	28,230 円
	要介護3	919 円	27,570 円		要介護3	1,006 円	30,180 円
	要介護4	979 円	29,370 円		要介護4	1,065 円	31,950 円
	要介護5	1,036 円	31,080 円		要介護5	1,123 円	33,690 円

- \* 上記料金に加算料金(裏面参照)が加わります。
- \* 2割負担の場合は倍額となります。
- \* 3割負担の場合は3倍額となります。(平成30年8月より)

## (2)施設利用料

	第1段階		第2段階		第3段階		第4段階		
	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	1日あたり	30日あたり	
食費	300 円	9,000 円	390 円	11,700 円	650 円	19,500 円	1,680 円	50,400 円	
居住費	個室	490 円	14,700 円	490 円	14,700 円	1,310 円	39,300 円	1,640 円	49,200 円
	多床室	0 円	0 円	370 円	11,100 円	370 円	11,100 円	370 円	11,100 円

特別な室料(個室)	1日	1,050 円	30日	31,500 円
-----------	----	---------	-----	----------

- \* 2Fのみ部屋に洗面・収納家具・テレビを備えております。

特別な食費	実費	入所者様のご希望による特別な食事代や行事食の追加的費用
日用品費(※)	実費	ご希望により、日常生活に必要なもの(ティッシュ 100円 歯ブラシ 50円 歯磨き粉 162円 他)
教養娯楽費(※)	1日 20 円	季節行事 レクリエーション等の材料費
喫茶代(※)	1杯 30 円	ご希望者のみ(コーヒー・紅茶代)
電気代	1日 30 円	電気毛布、冷蔵庫等を使用される場合 (2Fの個室は除く)
理美容代	2,000~4,000 円	毎月曜日・ご希望者のみ/予約制 (カット パーマ 毛染め)
各種クラブ活動費	実費(希望者のみ)	講師を招いて実施するカルチャー教室や各種クラブの活動費用 (書道 100円/回)
健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種などに係る費用
受診代	実費	医療機関に受診された場合、一部自己負担金が必要となります。
診断書作成料	5,000 円	当施設の医師が作成した場合
死亡診断書作成料	10,000 円	当施設の医師が作成した場合
エンゼルケア料	20,000 円	死亡確認後、体の清拭、衛生処置、着替え、エンゼルメイクを行う費用

- (※)は別紙申込書にてお申し込みください。

## (3)その他(別途業者との契約になります。)

リース	タオル・衣類	別紙参照	タオルリース(月4,860 円) タオル 衣服リースAセット(月19,440 円)
	テレビ	1日 108 円	(月3,240 円)・希望者のみ・特別な個室は除く・3Fには設置していません。

## ○加算料金

1日あたり

夜勤職員配置加算	26 円	入所者20名に1名以上の夜勤職員を配置した場合(月780円)	
短期集中リハビリテーション実施加算	253 円	入所後3ヶ月以内 (月7,590円)	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	253 円	入所後 週3回 3ヶ月以内 (月12回計算 3,036円)	
認知症ケア加算	81 円	3F認知症専門棟に入所され施設ケアを実施する場合(月2,430円)	
若年性認知症利用者受入加算	127 円	受け入れた若年性認知症(64歳まで)利用者ごとに個別の担当者を定め、ニーズに応じたサービス提供を行う場合(月3,810円)	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	49 円	国の定めによる在宅復帰・在宅療養支援等指標が70以上の場合(月1470円)	
外泊時費用	383 円	月6日を上限(外泊初日と最終日と除く)	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	844 円	外泊時に施設が提供する在宅サービスを利用した場合(月6日を上限)	
ターミナルケア加算(死亡日)	1,740 円	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがなく、家族の同意を得て、当該施設でターミナルケアを実施した場合(死亡月にまとめて算定し請求)	
ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日)	865 円		
ターミナルケア加算(死亡前4～30日))	169 円		
初期加算	32 円	入所日から起算して30日間(月960円)	
再入所時栄養連携加算	1回 422 円	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回 475 円	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回 506 円	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	
支退 援所 加時 算等	試行的退所時指導加算	422 円	入所者・家族様等に対し退所後の療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算	527 円	退所後の入所者様の主治医に対する情報提供を行った場合
	退所前連携加算	527 円	居宅介護支援事業者へ、退所後のサービス利用について情報提供を行った場合
	訪問看護指示加算	317 円	訪問看護ステーションに訪問看護指示書を交付した場合
栄養マネジメント加算	15 円	入所者の栄養状態を把握し、多職種協働で摂食・嚥下機能及び食携帯に配慮した栄養ケア計画を作成し、それに従い栄養管理を行った場合(月450円)	
低栄養リスク改善加算	1月 317 円	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に観察を行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合	
経口移行加算	30 円	経管栄養の方が経口からの摂取ができるように進める場合 180日以内 → 医師の判断により継続あり(月900円)	
経口維持加算(Ⅰ)	1月 422 円	経口摂取する際に、摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合	
経口維持加算(Ⅱ)	1月 106 円	経口維持加算(Ⅰ)における経口維持計画に、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合 ※経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は算定しない。	
口腔衛生管理体制加算	1月 32 円	歯科医師の指示にて口腔ケア・マネジメントを作成・実施する場合	
療養食加算(1食)	1食 7 円	施設医師により利用者様の病状等を判断し、療養食を提供した場合(月630円)	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	132 円	入所者に処方する内服薬の減少について退所時に主治医に報告し、その内容をカルテに記載した場合	
緊急時治療管理	539 円	緊急的な治療管理として投薬、注射、検査、処置等を行った場合(1月に連続する3日間を限度)	
特定治療(医科診療報酬点数表に基づく点数)	- 円	やむを得ない事情によりリハビリテーション・処置・手術・麻酔・放射線治療を行った場合	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	248 円	肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	501 円	医師が感染対策に関する研修を受講している場合	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4 円	入所者のうち、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方に対して、施設内で認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合(月120円)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	211 円	認知症の行動・心理症状が認められた利用者について、緊急に介護老人保健施設サービスを行った場合 入所日から起算して7日を限度	
認知症情報提供加算	1回 369 円	医師が認知症のおそれがあると判断し施設内で診断が困難と判断され専門医療機関に紹介した場合	
地域連携診療計画情報提供加算	1回 317 円	地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を提供した場合	
褥瘡マネジメント加算(3月につき)	1月 11 円	褥瘡の発生に係るリスクについて入所時に評価し、リスクがあるとされた入所者に関連職種の方が共同して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合	
排泄支援加算(1月につき)	1月 106 円	排泄障害等のため、排泄に介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	19 円	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合(月570円)	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	- 円	所定単位数に3.9%を乗じた単位数の一部負担額分	